

## 唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとした サイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託仕様書

### 1 業務名

唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリング  
ツアーの造成・流通環境整備業務

### 2 業務目的

本業務は、専門家の監修による一貫したテーマとストーリーでつなげた、初心者から  
上級者まで参加できるアドベンチャーツーリズム（以下「AT」※という）のコース造  
成、ストーリーを伝えるガイドの育成並びに、造成した旅行商品の流通環境整備を行う  
もの。

### 3 履行場所

受託者の提案によるものとする。

### 4 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

### 5 委託金額の上限

4,994,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

### 6 業務内容

#### (1) ATコースの造成

##### ①現地フィールドワークの開催

AT、またはサイクリングに精通した専門家を唐津へ招請の上、現地調査を2回  
以上行い、ATに親和性がある市内素材を活用し、ATコースを2～3コース程度  
造成すること。

また、コースについては、唐津上場エリア（呼子、鎮西、肥前）を中心に本市な  
らではのストーリーを持った内容とすること。

##### ②モニターツアーの実施

国内先進地等の有識者を招請の上、モニターツアーを実施し、商品販売に向けた  
コースに関する課題や改善案等の提案を行うこと。

また、提案に基づく改善を図り、販売できる旅行商品として仕上げること。

## (2) 受入環境整備

### ①人材養成

A Tコースの造成エリアにおいて、来年度以降の本格的な商品販売に向けて必要となるスルーガイドの養成を図ること。ガイドは、外国語での対応や危機管理を含め、観光ガイドとして求められるスキルを習得させること。1コースにつき1名程度のガイドを育成すること。

### ②デジタルパンフレットの制作

シナリオ及びデザイン等の作成を含め、A 4三つ折りサイズのデジタルパンフレットを作成すること。なお、日本語及び英語に対応すること。

## (3) 旅行商品流通環境整備

### ①ランディングページの作成

ランディングページについては、一般社団法人唐津観光協会の公式HP上に作成するものとし、特に欧米豪からの旅行者が興味を引かれるものに仕上げること。また、販売する旅行商品を掲載し、予約できる環境を整えること。

### ②A Tコース紹介動画の作成

デジタルパンフレットでは伝わりづらい内容がよりイメージしやすくなるような商談ツールとして、紹介動画を制作し、ランディングページに載せること。

## 5 成果物等の提出

上記に関する成果物として、実績報告書2部・電子データ1部を市（観光文化課）に提出すること。提出は、業務完了後30日以内とする。また、業務完了報告書提出時に紹介用動画（CD-ROMやDVD-ROM）を併せて提出すること。

## 6 その他の留意事項

- (1) 業務に係る一切の経費は、全て事業費に含むこととする。
- (2) 業務完了報告書の提出前であっても、市の求めがあった場合には、業務の進捗状況や成果等について、市へ報告（進捗状況及び成果によってはメールによる報告でも可）すること。なお、報告内容によっては、別途詳細な報告を求める場合がある。
- (3) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、市に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手

続きについては受託者において行うこと。

- (5) 市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）、また、第三者に利用させることができることとする。
- (6) 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。既存の映像や音楽素材等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。また、著作権の問題が生じないようにすること。
- (7) 撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。また、ドローンの操縦には有資格者を充てること。
- (8) 納品後の映像については、市のPR活動に資するため、全部または一部を利用・加工できるものとする。
- (9) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は市と協議を行うこと。